

公表資料

平成31年3月26日
防 衛 省

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく自衛隊員の再就職 状況の報告（平成30年10月1日～同年12月31日分）

自衛隊員の再就職状況については、管理職隊員（特別の機関、地方支分部局等を含む本省企画官相当職以上※）が、離職後2年以内に再就職した場合等において、その再就職情報（氏名、離職時の官職又は階級、再就職先の名称・地位、防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無等）について、防衛大臣に届出を行うこととされています。

本日、平成30年10月1日から同年12月31日までの間に防衛省において受理した再就職情報について、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第65条の11第5項の規定に基づき、防衛大臣から内閣に報告を行いましたので、別紙1及び別紙2により公表します。

※ 自衛官：1等陸佐、1等海佐又は1等空佐以上（ただし、自衛官俸給表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の（三）欄に定める額の俸給の支給を受ける者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

事務官等：行政職（一）7級以上の者又はこれに相当する者（ただし、行政職（一）7級及びこれに相当する者にあつては、俸給の特別調整額がⅡ種以上とされる官職に就いていた者に限る。）

〔概要〕

本件報告に係る届出の件数は61件

再就職先区分別では、国又は地方公共団体の機関が5件、独立行政法人が1件、一般社団法人又は一般財団法人が2件、学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人が2件、その他の非営利法人が2件、営利法人が49件となっています。

【連絡先】

防衛省人事教育局人事計画・補任課再就職等監視室
電話：03-3260-0812（直通）

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告の概要

(平成30年10月1日～同年12月31日分)

[届出等区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出 (在職中の届出)	自衛隊法第65条の11第3項の規定に基づく届出 (離職後の事前届出)	自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出 (離職後の事後届出)	合計
防衛省	23	-	38	61

[再就職先区分別]

【自衛隊法第65条の11第1項、第3項及び第4項の規定に基づく届出】

府省等名	再就職先区分												合計
	国又は地方公共団体の機関	独立行政法人	国立大学法人	特殊法人	認可法人	公益社団法人又は公益財団法人	一般社団法人又は一般財団法人	学校法人、社会福祉法人又は更生保護法人	その他の非営利法人	営利法人	自営業	その他	
防衛省	5	1	-	-	-	-	2	2	2	49	-	-	61

自衛隊法第65条の11第5項の規定に基づく報告
(平成30年10月1日～同年12月31日分)

別紙2

【1. 自衛隊法第65条の11第1項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	官職又は階級	約東前の求職開始日 (注1)	再就職の約束をした日	約東前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容 (注1)			離職日	再就職日 (注2)	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注3)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無 (注4, 5)	
						官職又は階級	在職期間									職務内容
							自	至								
1	堀井 道之	56	航空自衛隊作戦システム運用隊副司令	H30. 8. 13	H30. 10. 1	航空自衛隊作戦システム運用隊副司令	H30. 8. 13	H30. 10. 19	航空情報の収集及び提供に関する隊司令の補佐	H30. 10. 19	H30. 11. 1	株式会社日立アドバンスシステムズ	情報通信システムの開発設計・製造・メンテナンス	部長相当職 (嘱託)	無	有
2	櫻井 義久	56	航空自衛隊作戦情報隊副司令	H30. 9. 10	H30. 10. 11	航空自衛隊作戦情報隊副司令	H30. 9. 10	H30. 10. 20	作戦情報隊の隊務運営全般に関する隊司令の補佐	H30. 10. 20	H30. 10. 31	日本電気株式会社	パブリックシステムプラットフォーム/テレコムキャリア/エンタープライズ事業	シニアエキスパート (嘱託)	無	有
3	藤森 成利	56	航空自衛隊航空教育集団司令部装備部長	H30. 4. 20	H30. 11. 12	航空自衛隊航空教育集団司令部装備部長	H30. 4. 20	H30. 11. 21	主要装備品等の現況把握並びに装備関連事項の司令官意図の徹底等に関する業務	H30. 11. 21	H30. 12. 1	福山通運株式会社	貨物自動車運送事業	管理職	無	有
4	神 英司	55	自衛隊情報保全隊本部情報保全官	H30. 6. 27	H30. 11. 16	自衛隊情報保全隊本部情報保全官	H30. 6. 27	H30. 11. 30	情報保全業務	H30. 11. 30	H30. 12. 1	株式会社関電工	設備工事業	安全管理監督業務 (嘱託)	無	有
5	柴田 俊司	55	海上自衛隊小月教育航空群司令	H30. 1. 26	H30. 11. 14	海上自衛隊小月教育航空群司令	H30. 1. 26	H30. 11. 30	群務統括	H30. 11. 30	H30. 12. 1	ナフテスコ株式会社	汎用機械器具製造業	航空宇宙カンパニー社長付 参与 (嘱託)	無	有
6	黒丸 逸朗	55	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部戦略教育室長	H30. 10. 19	H30. 11. 6	陸上自衛隊教育訓練研究本部教育部戦略教育室長	H30. 10. 19	H30. 12. 1	戦略教育の教官	H30. 12. 1	H30. 12. 2	小平産業株式会社	トラックボディの製造・販売	顧問	無	有
7	後藤 範雄	55	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	H30. 5. 1	H30. 7. 6	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	H30. 5. 1	H30. 12. 1	駐屯地の維持に関する業務	H30. 12. 1	H31. 4. 1	学校法人武蔵野音楽学園	教育	主任	無	無
8	中村 賀津雄	55	防衛大学校教授	H30. 9. 6	H30. 10. 11	防衛大学校教授	H30. 9. 6	H30. 12. 1	本科担当教授	H30. 12. 1	H30. 12. 2	大日精化工業株式会社	顔料・着色剤の製造・販売	リクルート担当 (嘱託)	無	有
9	渡辺 辰悟	55	陸上自衛隊通信学校副校長兼陸上自衛隊通信学校企画室長	H30. 9. 10	H30. 11. 2	陸上自衛隊通信学校副校長兼陸上自衛隊通信学校企画室長	H30. 9. 10	H30. 12. 1	学校長の補佐及び企画室の統率	H30. 12. 1	H31. 1. 7	株式会社富士通システム統合研究所	防衛分野に関する調査、研究 (安全保障、先端デバイス及び情報通信技術)	首席研究員 (嘱託)	無	有
10	時久 寛司	55	海上自衛隊第3術科学校副校長	H30. 5. 24	H30. 11. 19	海上自衛隊第3術科学校副校長	H30. 5. 24	H30. 12. 3	学校統括補佐	H30. 12. 3	H31. 1. 7	株式会社IHIジェットサービス	機械器具卸売業	業務管理、労務管理及び営業 (嘱託)	無	有
11	登米 逸也	55	海上自衛隊基礎情報支援隊司令	H30. 6. 29	H30. 11. 19	海上自衛隊基礎情報支援隊司令	H30. 6. 29	H30. 12. 3	隊務統括	H30. 12. 3	H31. 4. 1	ジャパンマリンユナイテッド株式会社	船舶製造、修理業等	顧問 (嘱託)	無	有
12	西村 覚	55	海上自衛隊第31整備補給隊司令	H30. 2. 28	H30. 11. 16	海上自衛隊第31整備補給隊司令	H30. 2. 28	H30. 12. 3	隊務統括	H30. 12. 3	H31. 2. 1	株式会社徳島ジャムコ	航空機等の委託整備業務	担当部長	無	有
13	森 浩	55	海上自衛隊情報業務群司令	H30. 5. 24	H30. 11. 14	海上自衛隊情報業務群司令	H30. 5. 24	H30. 12. 3	群務統括	H30. 12. 3	H30. 12. 4	鈴与株式会社	総合物流業	顧問	無	有
14	向井 強	56	海上自衛隊厚木航空基地隊付 (海上自衛隊厚木航空基地隊司令)	H30. 10. 4	H30. 11. 20	①海上自衛隊厚木航空基地隊司令 ②海上自衛隊厚木航空基地隊付	①H30. 10. 4 ②H30. 12. 10	①H30. 12. 9 ②H30. 12. 15	①隊務統括 ②特に命ぜられた事項	H30. 12. 15	H30. 12. 16	株式会社スタッフ・アクティオ	人材派遣業・建設業	安全管理業務 (有期雇用)	無	有

15	城戸 正志	55	情報本部	H30.10.10	H30.11.27	情報本部	H30.10.10	H30.12.20	情報業務	H30.12.20	H31.1.1	センコーグループホールディングス株式会社	総合物流業	課長	無	有
16	大嶋 基司	56	航空自衛隊第4補給処東北支処長兼航空自衛隊東北町分屯基地司令	H30.11.1	H30.12.10	航空自衛隊第4補給処東北支処長兼航空自衛隊東北町分屯基地司令	H30.11.1	H31.1.8	誘導武器及び弾薬業務並びに分屯基地業務に関する指揮・監督	H31.1.8	H31.1.9	株式会社ジーエス・ユアサテクノロジー	電池、電源装置に関する製造、販売	営業部第一Gにおける担当部長（囑託）	無	有
17	加藤木 一浩	56	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	H30.5.8	H30.8.20	航空自衛隊航空支援集団司令部幕僚長	H30.5.8	H31.1.11	航空支援集団司令部における各種事務の整理、統括に関する業務	H31.1.11	H31.3.1	株式会社エージービー	運輸に係るサービス業	担当部長	無	有
18	染田 良弘	56	海上自衛隊横須賀警備隊司令	H30.7.23	H30.11.7	海上自衛隊横須賀警備隊司令	H30.7.23	H31.1.20	隊務統括	H31.1.20	H31.2.1	日立造船株式会社	化学機械・同装置製造業	運営施設管理者（囑託）	無	有
19	矢田 浩通	56	陸上自衛隊東部方面總監部付（陸上自衛隊第1施設団副団長）	H30.7.4	H30.7.27	①陸上自衛隊第1施設団副団長 ②陸上自衛隊東部方面總監部付	①H30.7.4 ②H30.12.1	①H30.11.30 ②H31.1.26	①指揮官の補佐 ②特に命ぜられた事項	H31.1.26	H31.1.27	防衛省職員生活協同組合	火災共済等の事業	参事	無	有
20	仲 啓介	56	航空自衛隊幹部候補生学校副校長	H30.10.1	H30.11.15	航空自衛隊幹部候補生学校副校長	H30.10.1	H31.1.27	校務運営に関する学校長の補佐	H31.1.27	H31.2.1	川西航空機器工業株式会社	航空機用部品の製造・修理・販売	専任部長（囑託）	無	有
21	本村 雅久	56	海上自衛隊第1航空隊司令	H30.3.15	H30.9.28	海上自衛隊第1航空隊司令	H30.3.15	H31.1.29	隊務統括	H31.1.29	H31.2.1	川崎重工業株式会社	航空機、宇宙機器、飛行体及びその部品の設計、製造、修理、販売等	事務技術職（囑託社員）	無	有
22	山下 隆康	56	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室長	H30.6.4	H30.6.27	防衛研究所政策研究部軍事戦略研究室長	H30.6.4	H31.2.3	調査研究	H31.2.3	H31.2.4	デジタル・インフォメーション・テクノロジー株式会社	情報処理（システムインテグレーター）	事務職	無	有
23	菅野 勝浩	56	陸上自衛隊東部方面總監部付（陸上自衛隊東部方面会計隊長）	H30.6.1	H30.11.30	①陸上自衛隊東部方面会計隊長 ②陸上自衛隊東部方面總監部付	①H30.6.1 ②H30.12.1	①H30.11.30 ②H31.2.4	①東部方面会計隊長の指導・監督に関する事項 ②特に命ぜられた事項	H31.2.4	H31.3.1	日立造船株式会社	環境保全装置、プラント、水処理装置、機械等の設計・製作	清掃工場の運営施設管理者	無	有

（注1）約東前の求職開始日とは、再就職の約束をした日以前の隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に約東前の求職開始日があった場合を含む。）には、「約東前の求職開始日」欄に「-」と記載し、「約東前の求職開始日以後の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、再就職の約束をした日以後の隊員としての在職状況及び職務内容を記載している。

（注2）「再就職日」には、「再就職予定日」が含まれる。

（注3）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注4）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法（昭和22年法律第120号）第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

【 2 . 自衛隊法第65条の11第 4 項の規定に基づく届出関連】

番号	氏名	離職時の年齢	離職時の官職又は階級	離職前の求職開始日 (注1)	離職前の求職開始日から離職日までの間の隊員としての在職状況 及び職務内容(注1)			離職日	再就職日	再就職先の名称	再就職先の業務内容	再就職先における地位	求職の承認の有無 (注2)	防衛大臣又は官民人材交流センターの援助の有無(注3, 4)	
					官職又は階級	在職期間									職務内容
						自	至								
1	山口 一二三	56	自衛隊情報保全隊付(自衛隊情報保全隊東部情報保全隊長)	-	-	-	-	H29. 11. 12	H30. 6. 1	内閣府	中国で発見されている遺棄化学兵器の廃棄処理業務	大臣官房遺棄化学兵器処理担当室事業参与	無	無	
2	西 浩徳	57	陸上自衛隊幹部学校校長兼陸上自衛隊目黒駐屯地司令	-	-	-	-	H30. 3. 27	H30. 10. 1	富国生命保険相互会社	生命保険業	主席参与	無	無	
3	笹崎 和男	60	大臣官房付(北関東防衛局総務部長)	-	-	-	-	H30. 3. 31	H30. 10. 1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構	駐留軍等労働者の労務管理、給与及び福利厚生に関する業務	理事(非常勤)	無	無	
4	和栗 博	48	大臣官房付	H30. 2頃	大臣官房付	H30. 2. 1	H30. 7. 15	H30. 7. 15	H30. 8. 1	TAKASHIMAYA TRANSCOSMOS INTERNATIONAL COMMERCE PT. E. LTD.	商社	MANAGING DIRECTOR (代表取締役社長)	無	無	
5	浅井 玲	56	航空自衛隊航空総隊司令部幕僚長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 12. 1	住友精密工業株式会社	航空・宇宙、熱交換器、油圧制御、環境システム等に係る製品の開発・製造	顧問	無	無	
6	飯盛 進	55	防衛研究所副所長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 12. 1	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	損害保険事業	顧問	無	無	
7	井上 公俊	58	自衛隊横須賀病院長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 10. 1	一般社団法人横須賀市医師会横須賀タワークリニック	医療業	副院長	無	無	
8	岩並 仁	55	海上自衛隊艦船補給処副処長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 10. 21	富士通株式会社	情報通信機器器具製造業	特機システム事業本部アドバイザー(嘱託)	無	無	
9	河本 宏章	57	陸上自衛隊補給統制本部副本部長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 12. 3	日本電気株式会社	電機通信事業等	参与	無	無	
10	小林 茂	57	陸上自衛隊陸上総隊司令官	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 10. 11	東京都庁	地方公務	危機管理監	無	無	
11	坂下 栄治	56	陸上自衛隊中央会計隊長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 11. 21	富士通株式会社	電子計算機製造業	特機システム事業本部アドバイザー	無	無	
12	砂本 伸幸	55	陸上自衛隊中央会計隊副隊長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 10. 16	カンダコーポレーション株式会社	物流業	次長	無	有	
13	千先 康二	62	自衛隊中央病院長	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 10. 1	厚生労働省関東信越厚生局	特定機能病院への立入り検査、社会福祉法人への指導監査等	指導医療官	無	無	
14	時藤 和夫	57	航空自衛隊北部航空方面隊副司令官	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 12. 1	株式会社日立製作所	電気機械器具等の設計、製造及び販売	顧問	無	無	
15	徳田 秀久	58	陸上自衛隊富士学校校長兼陸上自衛隊富士駐屯地司令	-	-	-	-	H30. 8. 1	H30. 12. 1	三菱重工業株式会社	船舶、産業機械及び航空・宇宙機器製造	防衛・宇宙セグメント顧問	無	無	

16	橋本 尚典	58	防衛装備庁長官官房装備官	—	—	—	—	—	H30. 8. 1	H30. 12. 1	全日本空輸株式会社	国内、国際航空運送事業 (旅客、貨物)	顧問	無	無
17	堀切 光彦	56	陸上自衛隊関東補給処副処長	—	—	—	—	—	H30. 8. 1	H30. 12. 1	東京電力ホールディングス株式会社	首都圏の電力供給	経営企画ユニット総務・法務室危機管理担当部長	無	無
18	森 茂也	55	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊長	H30. 4. 18	陸上自衛隊札幌駐屯地業務隊長	H30. 4. 18	H30. 8. 1	業務隊の指揮統制に関する業務	H30. 8. 1	H30. 11. 1	第一生命保険株式会社	生命保険業	顧問	無	有
19	盛田 豊	55	陸上自衛隊小平学校企画室主任教官(陸上自衛隊小平学校人事教育部長)	H30. 1. 16	①陸上自衛隊小平学校人事教育部長 ②陸上自衛隊小平学校企画室主任教官	①H30. 1. 16 ②H30. 3. 27	①H30. 3. 26 ②H30. 8. 1	①人事、法務、渉外広報、厚生、事務官管理、業務管理を教育する管理者 ②学生の戦術教育を担当する教官	H30. 8. 1	H30. 10. 1	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険全般	損害サービス主任	無	有
20	山之上 哲郎	58	陸上自衛隊東北方面総監	—	—	—	—	—	H30. 8. 1	H30. 12. 1	株式会社日立製作所ディフェンスビジネスユニット	社会インフラ安全保障事業	顧問	無	無
21	上菜 重治	62	防衛省地方協力局調達官	—	—	—	—	—	H30. 8. 2	H30. 10. 1	M/D企画株式会社	コンサルティング業務	代表取締役	無	無
22	串田 篤彦	60	防衛装備庁長官官房人事官	—	—	—	—	—	H30. 8. 3	H30. 12. 1	株式会社みずほ銀行	金融業	公共法人部顧問	無	無
23	佐々木 正人	59	防衛装備庁調達事業部長	—	—	—	—	—	H30. 8. 3	H30. 11. 5	野村證券株式会社	証券業	特別参与(嘱託)	無	無
24	古川 浩人	59	北海道防衛局長	—	—	—	—	—	H30. 8. 3	H30. 11. 1	国際航業株式会社	空情報事業、環境保全事業他	顧問	無	無
25	増田 浩之	59	南関東防衛局次長	—	—	—	—	—	H30. 8. 3	H30. 11. 1	青木あすなろ建設株式会社	建設業	営業第一部・副本部長(技術担当(嘱託))	無	無
26	宮田 義久	60	防衛大学校総務部総務課長	—	—	—	—	—	H30. 8. 3	H30. 11. 1	一般財団法人自衛隊援護協会	退職予定自衛官及び退職自衛官の再就職に関する援護業務	援護課長	無	無
27	梅崎 時彦	56	海上自衛隊佐世保教育隊司令	H30. 5. 16	海上自衛隊佐世保教育隊司令	H30. 5. 16	H30. 8. 4	隊務統括	H30. 8. 4	H30. 10. 1	唐津市役所	地方行政	防災対策監(特定任期付職員)	無	有
28	吉野 敦	56	海上自衛隊横須賀基地業務隊付(海上自衛隊しもきた艦長)	H30. 8. 27	海上自衛隊横須賀基地業務隊付	H30. 8. 27	H30. 9. 17	特に命ぜられた事項	H30. 9. 17	H30. 10. 1	ジャパンマリニューナيتد株式会社	船舶製造、修理業等	顧問(嘱託)	無	有
29	森岡 進	56	陸上自衛隊東部方面総監部付(情報本部)	H30. 1. 16	①陸上自衛隊関東補給処古河支処施設部長 ②陸上自衛隊東部方面総監部付	①H30. 1. 16 ②H30. 8. 1	①H30. 7. 31 ②H30. 10. 8	①施設器材の整備、補給、検査に関する業務の統括 ②特に命ぜられた事項	H30. 10. 8	H30. 10. 16	株式会社神戸製鋼所	鉄鋼関連事業、溶接関連事業等	安全管理者(嘱託)	無	有
30	高山 博光	56	陸上自衛隊第4師団司令部付(陸上自衛隊中部方面混成団第47普通科連隊長)	H30. 9. 12	陸上自衛隊第4師団司令部付	H30. 9. 12	H30. 10. 11	特に命ぜられた事項	H30. 10. 11	H30. 10. 12	濱田重工株式会社	鉄鋼業	シニアマネージャー	無	有
31	渋谷 幹	56	陸上自衛隊東部方面総監部付(陸上自衛隊北部方面施設隊第13施設隊長)	—	—	—	—	—	H30. 10. 15	H30. 10. 16	日本テクノ株式会社	電力小売事業・点検業務等	課長	無	有
32	松原 正意	56	海上自衛隊東京業務隊付(統合幕僚監部運用部運用第1課カウンターステリジェンス室長)	H30. 8. 31	海上自衛隊東京業務隊付	H30. 8. 31	H30. 10. 18	特に命ぜられた事項	H30. 10. 18	H30. 10. 19	東京海上日動火災保険株式会社	損害保険業	損害サービス主任	無	有

33	奥村 晶一	56	陸上自衛隊高射学校付（自衛隊栃木地方協力本部長）	H30. 9. 5	陸上自衛隊高射学校付	H30. 9. 5	H30. 10. 21	特に命ぜられた事項	H30. 10. 21	H30. 11. 1	奥村組土木興業株式会社	総合建設業	東京支店支配人参与（囑託）	無	有
34	大岩 卓弥	56	航空自衛隊補給本部総務部長	H30. 9. 22	航空自衛隊補給本部総務部長	H30. 9. 22	H30. 10. 28	総務、人事及び厚生等の業務に関する監督指導	H30. 10. 28	H30. 12. 1	株式会社 I H I	航空機、飛しょう体等及びその関連機器の設計、製造等	顧問（囑託）	無	有
35	萩 知幸	56	陸上自衛隊小平学校付（陸上自衛隊小平学校総務部長）	H30. 6. 5	①陸上自衛隊小平学校総務部長 ②陸上自衛隊小平学校付	①H30. 6. 5 ②H30. 8. 1	①H30. 7. 31 ②H30. 11. 10	①小平学校総務部業務に関する管理者 ②特に命ぜられた事項	H30. 11. 10	H30. 12. 1	福山通運株式会社	貨物自動車運送事業	管理職	無	有
36	日高 孝次	56	海上自衛隊横須賀基地業務隊付（防衛大学校教授）	H30. 9. 18	①防衛大学校教授 ②海上自衛隊横須賀基地業務隊付	①H30. 9. 18 ②H30. 10. 5	①H30. 10. 4 ②H30. 11. 27	①学校教育 ②特に命ぜられた事項	H30. 11. 27	H30. 11. 28	学校法人都築第一学園	学校教育・研究	事務職員	無	有
37	國友 昭	55	陸上自衛隊中部方面混成団長兼陸上自衛隊大津駐屯地司令	H30. 7. 17	陸上自衛隊中部方面混成団長兼陸上自衛隊大津駐屯地司令	H30. 7. 17	H30. 12. 1	混成団の指揮統率	H30. 12. 1	H30. 12. 3	奈良市役所	地方公務	総合政策部参事（次長級）	無	有
38	後藤 範雄	55	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	H30. 10. 1	陸上自衛隊霞ヶ浦駐屯地業務隊長	H30. 10. 1	H30. 12. 1	駐屯地の維持に関する業務	H30. 12. 1	H30. 12. 3	アデコ株式会社	人材派遣業	大手町支社一般事務（アルバイト）	無	無

（注1）離職前の求職開始日とは、隊員としての在職期間中における以下の①から③までの日のいずれか早い日をいう。

①再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

②再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

③再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

該当する日がなかった場合（自衛隊法施行令の一部を改正する政令（平成29年政令第320号。以下「改正政令」という。）の施行日（平成30年1月1日）前に離職前の求職開始日があった場合を含む。）には、「離職前の求職開始日」欄及び「離職前の求職開始日から離職日まで」の間の隊員としての在職状況及び職務内容」欄に、「-」と記載している。

（注2）「求職の承認」とは、自衛隊法第65条の3第5項の規定に基づく承認をいう。

（注3）「防衛大臣の援助」とは、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が行う若年定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注4）「官民人材交流センターの援助」とは、自衛隊法第65条の10第2項において準用する国家公務員法第18条の5第1項及び第18条の6の規定に基づき、官民人材交流センターが行う一般定年等隊員の離職に際しての離職後の就職の援助をいう。

（注5）管理職隊員以外の隊員である間に再就職の約束をした者で、一度でも管理職隊員であったことがある者については、「自衛隊法第65条の11第4項の規定に基づく届出」として本表に掲載。

(参考)

○ 自衛隊法（昭和29年法律第165号）（抄）

（防衛大臣への届出等）

第六十五条の十一 隊員（退職手当通算予定隊員を除く。）は、離職後に営利企業等の地位に就くことを約束した場合には、速やかに、防衛省令で定めるところにより、任命権者が防衛大臣であるときは防衛大臣に、任命権者が防衛大臣以外の者であるときは当該任命権者を通じて防衛大臣に、政令で定める事項を届け出なければならない。

2 （略）

3 管理又は監督の地位にある隊員の官職として政令で定めるものに就いている隊員（以下「管理職隊員」という。）であつた者（退職手当通算離職者を除く。次項において同じ。）は、離職後二年間、次に掲げる法人の役員その他の地位であつて政令で定めるものに就こうとする場合（第一項の規定による届出をした場合を除く。）には、あらかじめ、防衛省令で定めるところにより、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

一 行政執行法人以外の独立行政法人

二 特殊法人（法律により直接に設立された法人及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人（独立行政法人に該当するものを除く。）のうち政令で定めるものをいう。）

三 認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち政令で定めるものをいう。）

四 公益社団法人又は公益財団法人（国と特に密接な関係があるものとして政令で定めるものに限る。）

4 管理職隊員であつた者は、離職後二年間、営利企業以外の事業の団体の地位に就き、若しくは事業に従事し、若しくは事務を行うこととなつた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業（前項第二号及び第三号に掲げる法人を除く。）の地位に就いた場合は、第一項又は前項の規定による届出を行つた場合、日々雇入れられる者となつた場合その他政令で定める場合を除き、防衛省令で定めるところにより、速やかに、防衛大臣に政令で定める事項を届け出なければならない。

5 防衛大臣は、第一項及び前二項の規定による届出（第一項の規定による届出にあつては、管理職隊員がしたものに限る。）を受けた事項について、遅滞なく、政令で定めるところにより、内閣に報告しなければならない。

6 内閣は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、政令で定める事項を公表するものとする。